

## 三重県新型コロナウイルス感染症拡大阻止協力金における 中小企業・小規模企業等の考え方について

### 1 中小企業・小規模企業とは

申請要件中の「中小企業・小規模企業」とは、「中小企業基本法」(昭和三十八年七月二十日法律第百五十四号)における「中小企業者の範囲」および「小規模企業者」とし、具体的には次のとおりです。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかの条件を満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数	常時使用する従 業員の数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種( ~ を除く)	3 億円以下	300 人以下	20 人以下
卸売業	1 億円以下	100 人以下	5 人以下
サービス業	5,000 万円以下	100 人以下	5 人以下
小売業	5,000 万円以下	50 人以下	5 人以下

### 2 中小企業・小規模企業(個人事業主を含む)等」の「等」とは

特定非営利活動法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、学校法人などで、同協力金の対象となるのは、基本財産額・出資金等、常時雇用する従業員数から中小企業・小規模企業と同等とみなせる場合に限りです。

### 3 「大企業が実質的に経営に参画していない」とは

次のいずれにも該当しない場合とします。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている
- ・その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる